

関係団体の長 殿

鹿嶋労働基準監督署長

死亡災害多発警報に係る緊急要請について

日頃より、労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署では、死亡災害撲滅のため死亡災害ゼロ 250 日運動を展開し、各種取組を推進しているところであり、昨年は各方面のご協力を得て 12 月まで 250 日以上にわたる死亡災害ゼロを実現することができました。

しかしながら、令和 3 年に入り、1 月、2 月、3 月及び 4 月にそれぞれ 1 件ずつ死亡災害が発生し、既に昨年の 1 件を 3 件上回り 4 件の発生となっている状況です。

このような状況を踏まえ、当署では「死亡災害多発警報」を発し、管内の事業場に対して、今一度、労働安全衛生法等の法令遵守はもとより、各種災害防止計画の点検と下記の強化事項を完全実施していただくこととしましたので、より一層の労働災害防止対策の徹底をしていただきますようここに要請します。

なお、本要請については、傘下の事業場と情報共有していただきますようお願いいたします。

記

1 実効ある安全衛生管理体制の整備

- ①安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者等については、選任することに留まらず、適切に職務を行わせるほか、職長に対しては安全衛生教育を実施すること。また、初回安全衛生教育実施から 5 年を経過している職長については再教育を実施すること。
- ②構内若しくは現場内の派遣労働者、関係請負人及び関係請負人の労働者が、労働安全衛生法等の関係法令に違反しないよう必要な指導を行うこと。

2 危険・有害情報の把握と適切な対応

- ①作業開始前は、危険・有害情報について、構内若しくは現場で作業に従事する労働者と予め共有するほか、有資格者の資格証を適切に確認し、無資格作業を行わせないこと。

3 非定常作業における災害防止の徹底

- ①掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合においては、予め作業手順を作成し、当該作業手順に則った作業を行わせること。この場合、職長が立ち会う等、自己の判断で作業手順を逸脱した作業を行うことのない体制を整備すること。